

## 第14回教育委員会会議録

1. 日 時 令和3年3月24日（水）  
開会：午後3時27分  
閉会：午後4時34分
2. 場 所 東庁舎301会議室
3. 出席委員 教育長：中村英司 委員：齋藤百合  
委員：久保大 委員：下川博大  
委員：吉田和博
4. 事務局  
教育委員会次長：森田欣也 学校教育課長：坂本啓悟  
社会教育課長：山田邦昭 人権・同和教育課長：古賀毅  
学校教育課総務担当係長：堤好弘 教育指導主事：椎窓敏広  
指導主事：木下善弘 指導主事：堤豊  
学校教育課学校再編担当係長：佐々木稔 学校教育課学事担当係長：井手雄香
5. 書 記  
学校教育課：永松貴子
6. 議 題
  - 1 開会のことば
  - 2 教育長あいさつ及び教育長会報告
  - 3 議事

公開議案

**(1) 議案第14号 筑後市教育委員会事務局組織及び運営規則及び筑後市教育委員会公印規則の一部改正について**

教育長 それでは、(1) 議案第14号 筑後市教育委員会事務局組織及び運営規則及び筑後市教育委員会公印規則の一部改正について提案をお願いいたします。  
次長。

森田 機構改革の関連がありますので、教育長、議案第15号も併せてさせていただきます。よろしいでしょうか。

教育長 はい。すみません。

森田 よろしくをお願いいたします。

それではまず、議案第14号です。これにつきましては、今日お手元に成果品ができています。第2次教育振興基本計画の改定と、令和3年度の教育施策要綱策定協議のときにご説明をしてご承認いただいております、教育委員会事務局に新たに教育総務課を設置して、4つの課の形にして、それを束ねる部を設けるという組織機構改革に関する規則の改正案ということであり、

改正が必要な規則は2本ございます。これが教育委員会の事務局組織及び運営規則と教育委員会の公印規則になります。説明してまいります、資料2の10ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。

教育委員会の事務局組織及び運営規則の一部改正のほうから説明をしていき、

この規則では、まず、第2条において、教育部を設置して、部の事務を分担させるために4つの課を設置することを規定する条文の改正ということになります。この改正を受ける形で、第3条から第5条にかけて組織名や職名の改正を行ってまいります。「事務局」を「部」に、それから「次長」を「部長」に変えるといった改正になります。それと第5条においては、現行のところを見ていただくと分かるんですが、教育部の事務をどこの部署に受け持たせるかということを決める権限を部長に与えていたんですけれども、教育長に改めるという改正を行いたいというふうに考えています。

市長部局の行政組織規則が同じようにあるんですけれども、2つ以上の課に關係ある事務の主管課、メインで受け持つ課を決める権限は部長にあるという定めがありますので、それを拡大解釈する形で事務の分担決めについては次長権限ということでこれまでしてきましたけれども、条文後半にございますとおり、特別な事務とか臨時の事務、特に重要な新規事務等を仮に教育委員会が受け持つことになった場合に、どこの課に担わせるかということについては、次長権限というよりも教育行政全体の統括者であります教育長が行うべきだろうということで、今回改正をさせていただきたいというふうに考えているところであります。

その下の別表（第5条関係）は、3課が4課になることで、それぞれの課の事務の分担が当然変わってくるわけですが、それを再編整理したものということになります。これまで学校教育課が所掌してきました、教育長とこの4人の教育委員さんから成る教育委員会の運営の關係でありますとか、教育委員会の規則等、例規の制定とか改廃、教職員を除きます職員の人事管理、公印管理、それから、学校再編とか学校施設の建設改修などの維持管理、営繕に関する業務なんかを教育総務課のほうへ移管をいたします。

教育総務課ではこれに加えて社会教育施設の分を、サンコアとか、サザンク

スとか、水田コミセンとか、それから、再編新設校が開校した後の新しいコミュニティ施設とか、郷土資料館、チクロス、そういったところの維持管理、営繕に関する業務についても社会教育課でありますとか人権・同和教育課のほうから移管をするということにしておるところであります。

大まかな説明で恐縮なんですけれども、そういった改正をこの規則の中では行いたいということで提案をするものになっているところでもあります。

次に、公印規則の一部改正についてご説明をしたいというふうに思います。

16ページをご覧くださいと思います。

この規則も、機構改革見直しを受ける形での組織名とか職名の改正が中心になっておるところであります。第5条の準用規定、いわゆる読み替え規定でありますとか、別表（第4条関係）がありますけれども、ここにある「学校教育課長」とか「学校教育課」という表記の部分、新年度から公印管理が教育総務課のほうで担当いたしますので、そこを「教育総務課長」とあるとか、あるいは「教育総務課」、それから「教育委員会次長」ということで出ている部分を「教育部長」に改正したいという提案になっているところでもあります。

以上が議案第14号の提案説明ということになります。

## **（2）議案第15号 機構改革に伴う関係規程等の一部改正について**

森 田 それから次に、議案第15号を説明したいと思います。

こちらは同じく機構改革の関連ですけれども、規程とか要綱、そういったものの改正案というところでもあります。

改正が必要な例規については1枚めくっていただいて、1ページのワークシートがあります。ここの中の上のほうに、例規の名称と書いてあるところがあると思います。ここに書かれている6本の例規を改正するということであります。また新旧対照表のほうをご覧くださいと思います。6ページになります。

まず、筑後市教育委員会事務決裁規程です。

7ページの最後のところから8ページにかけてのところをご覧くださいと思います。

ここに別表（第3条関係）というところがありますが、ここに学校教育課長専決事項というものがあります。その現行のところ、8ページのほうが分かりやすいかと思いますが、学校教育課長専決事項ということで規定されている項目が略記改正分も含めて13あります。この13項目のうち、第1号から第6号まで、（1）から（6）までを教育総務課長の専決事項として規定したいというふうに考えています。

それから、次にあります社会教育課長専決事項のうちの第1号、（1）ですけれども、ここに「（施設の営繕等維持管理に関することを除く。）」という

記述を加えたいと考えています。

いずれも先ほど議案第14号で説明した各課の新しい事務分担に合わせての改正ということであります。

それと、行政手続上のルールの誤り、文言の誤りがありますので、修正をかけるところが1か所ございます。第4条の3項になります。7ページの表の3個目になります。「3」と書いてあるところがあると思います。ここの現行のところに、代決事項は速やかに決裁を受けなければならないというような記述があると思います。代決というのは代理決裁でありますので、既に決裁が行われている事項をまた決裁権者が決裁するというのは、手続上は間違いでありまして、後閲するというのが正しい手続になります。このような誤りがございましたので、下線のとおり「決裁」という文言を「後閲」に訂正させていただきたいというふうに思います。これに関しましては気づくのが今になりまして、大変申し訳なく思っているところであります。おわびを申し上げたいと思いません。

ちなみに専決というのはあらかじめ権限を与えられている事項について部長とか課長が決裁をすることで教育長が決裁したものとみなす。例えば、文書とかを課長決裁で教育長名に打ち直すみたいなことが専決という形になりますけれども、代決は、教育長とか上司が不在のとき、病気とかでいないとか、そういった欠けるときに代わりに決裁をすることになりますので、決裁は行われている状況であって、それを改めて決裁するのは手続上おかしいということで、訂正を加えさせていただくということであります。

次に、教育委員会担当係長の設置に関する規程についてご説明をしたいと思います。9ページです。

教育総務課を新設いたしまして、各課の事務分担もそれぞれ変わりますので、それに伴って係長を配置する課も変わってくるが出てまいります。この規程の改正については、これも議案第14号で説明いたしました各課の新しい事務分担に合わせて、学校教育課に配置していました総務担当係長、それと学校再編担当係長を教育総務課のほうに設置するというような改正を行うことになっているところであります。

その後の筑後市立小中学校教職員不祥事防止対策委員会設置要綱、それから10ページになりますけれども、筑後市通学路安全推進会議設置要綱、筑後市立学校職員安全衛生管理規程、それから、11ページから12ページにかけて、筑後市スポーツ推進計画庁内検討委員会設置要綱というのがありますけれども、これについては、それぞれの組織の構成メンバーとなっております教育委員会次長、例規によっては、教育次長と表記しているものもありますけれども、その職名を教育部長に改正するというものであります。

ざっくりした説明で大変恐縮でありますけれども、議案第14号、第15号の説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

教育長 今、議案第14号、第15号について説明をさせていただきました。組織改変ということでの説明でございます。何か、この際ご質問等ございましたらお願いいたします。はい、どうぞ。

久保 今まで事務局長と言っていたのは、部局長ですか。

森田 事務局の中に部を置くという形にしています。

久保 事務局は変わらない。

森田 事務局というのは、国の中で、教育委員会の中に事務局組織を置いて、それを教育委員会規則で定めなさいという法律がありますので、それに基づいてやりますから、事務局の中に部を置くという理解をしていただけたらありがたいです。

久保 部局じゃないね、部。

森田 はい。ですから、大牟田は事務局長さんがいらっしゃると思います。あとの近隣では、ほぼほぼ教育部長さんということですので、対外的にも教育部長と言ったほうが分かりやすいだろうというところもありまして、筑後市においても部制を置かせていただくということで考えているところです。

久保 分かりました。

教育長 ほかに。よろしいですか。

(なし)

教育長 それでは、採決に入らせていただきます。

まず、議案第14号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成、可決いたしました。

続きまして、議案第15号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成、可決いたしました。

### (3) 議案第16号 筑後市立小中学校管理規則の一部を改正する規則の一部改正について

教育長 それでは、(3) 議案第16号 筑後市立小中学校管理規則の一部を改正する規則の一部改正について提案をお願いします。学校教育課長。

坂本 資料4をご覧ください。ワークシートを開けていただければと思います。

具体的な中身を説明する前に、背景をちょっとご説明したいと思います。

国全体の働き方改革の議論の中で、時間外の規制というものがなされております。民間企業にお勤めの方につきましては、労働基準法を改正する形で、一月当たりの時間外が45時間以下、1年で360時間以下というような基本的

な時間外規制がありまして、例外的な規制として一月100時間未満とか、そういうものがうたわれているというのが民間労働者の方に対する時間外規制になっています。

公務員の場合は、労働基準法の適用という形ではなくて、私たち公務員の事務職員は筑後市の条例にうたい込む形で時間外規制をやっておりますし、教育職員の場合は、また別途、ここに出しております筑後市立小中学校にお勤めの教育職員の方に対する規制として、学校管理規則の中に一月当たりの時間外—時間外という言葉は使いませんが、実質的な時間外を規制するための時間数とかをうたい込まないといけないことになっております。その流れの中で今回、この学校管理規則の一部改正をさせていただくということになっております。

具体的に見ていただいて、新旧対照表が5ページでございます。

アンダーラインをつけているところが、改正後、改正前ということになりまして、右側が改正後ということです。細かい文言の修正をしていたアンダーラインもありますが、そこはもう説明は省かせていただいて、基本的には2つの条項を挿入させていただいているという形になっています。

1つは、第16条の4、「(教諭等職務)」ということで、括弧の中は飛ばしますが、教諭等の職務の明確化を図るため、標準的な職務の内容その他教諭等の職務の遂行に関して、教育長は必要な事項を別途定めると。教諭等の職務がどういうものを一定うたう規定をこの中に設けています。具体的には別途定めるという形になっています。別途は県が示してくるようになっていますが、まだ県が示してきておりません。ですので、この別途定めるのところは、まだ内容が明確になっていませんが、これを規定として入れ込ませていただきたいと思います。

今日提案させていただいている改正内容は、基本的に、国が標準的に示してきているもの、県が県立学校の上限規制をする上で改定した内容をそのまま使わせていただいているということになっています。

もう一点、挿入させていただいているのが、6ページから7ページにかけてです。ここに第7章のところを見ていただきまして、「業務量の管理」という章立てになっていまして、「(教育職員の業務量の適切な管理等)」ということになっています。第28条の(1)、(2)が原則です。1か月において45時間、1年において360時間を下回らないといけないことになっています。ただ、例外規定もございまして、一時的、突発的に何か事件、事故等が起こって時間外業務を大量に行わないといけない場合を想定しておりまして、それが第28条2項の(1)、(2)、(3)になっています。

(1)は1か月において100時間未満、(2)は1年において720時間

ということになっております。そして(3)は、45時間を超えてやることは想定しておりますが、100時間を超えてはならないという考え方で、その中で、例えば、3か月の期間で大きく業務が増えて、100時間未満じゃないといけません、3か月の1か月当たり平均が80時間を超えるといけないということになっています。45時間を超えた月の平均が80時間を超えてはいけないというのが(3)の規定になっています。それも、6月を超えて45時間を超えることはできないというのが(4)になっています。

そういうような例外規定を追加するという形になっていまして、3項は、校長先生が当該校の業務量の管理をしないとイケない。4項は、学校長が業務量の管理を適切に行っているかどうかの管理を教育委員会がしないとイケないという規定になっています。

概略説明しますとそういうことなんです、ちょっとややこしいのが、時間外という言葉ではなくて、時間外在校等時間というふうに規定をされています。教育職員の場合は業務の特殊性がありまして、いわゆる法律上の時間外というのは極めて限定的にしかできないということになっています。修学旅行とか職員会議とか、その4項目でしか命令はできません。その4項目についてしか時間外手当は払えないということになっていますが、実態としては、学校の教育活動に伴って、部活を含めて毎月何十時間も学校に残ってあるというのが実態です。それを管理しないと何もならないということで、国のほうは、時間外規制じゃなくて時間外在校等時間ということで、法律上の時間外じゃない実態としての超勤を管理するという内容で今回改正案をつくってきているということになっています。私どももそれに沿って学校管理規則を改正したいというふうに考えています。

以上です。

教育長　　なかなかややこしいですが、原則は国、県の、ここに書いてあることは同じです。筑後市で規定をしないと筑後市の教職員に当てはまらないということで、改めて筑後市の管理規則の中にうたい込むということが始まりで、原則論は、国あるいは県が示しているものと同じで、45時間とか360時間というのは全く国家公務員、地方公務員一緒の流れです。ただ、規定がないと市町村の教育事務に該当しないということで、規則の中にうたい込むということで今回提案をさせていただいているところです。なかなか中身も、先ほど課長が説明しました時間外在校等時間とかいうのが曖昧な言い方になっておりまして、5ページのところに、教育長が必要な事項については別に定めるというのがこの時間外在校等時間の中身を検討していく必要があるということで、そういう書き方になっています。しかし、私が勝手にこれはオーケー、これはノーということとはなかなか難しいところがありますので、今は県のほうがそれを作成し

て出すということですので、それを待っているというふうな状況です。どんな形で出てくるのか分からないところもありますが、今後一定、学習なり研修なりが必要なのかなというふうに思っています。

こういう中身でございますが、この4月からこの規定を示していかないとルールにのっとっていけないということで、今回提案をさせていただいているところでございます。何か、これはどうなっているかということはないですか。よろしいですか。はい、どうぞ。

久 保 ちょっとずれていないかと思うんですけど、昔はこういう超過勤務手当とかはなかったじゃないですか。

教育長 はい。

久 保 そのために教職調整手当がついていたでしょう。

教育長 はい。

久 保 ところが、こうやってきちんと手当が出るということは、教職調整手当はつかないわけですか。

坂 本 いや、それは従来どおりです。

久 保 あ、そうですか。分かりました。

教育長 その調整手当の中に入れなかったための、この表記です、多分。正規の超勤の中に入れられるのは、これに当てはまらない超勤、会議の延長であるとか非常事態であるとか、そういったものは今までの4%ですかね、教職調整手当の中に入っている。それ以外の超勤、要するにブラックをどう把握していくのかということと、あとは、この中身も本当は仕分けしないといけないだろうというのが今議論の対象になっている。例えば、学校に残って自分の趣味の本を読んで、今は、朝来て帰るまで、要するに在校時間も全部カウントしているんですね。でも、その中身は本当に在校時が勤務に当たるのかどうかということをし分けしていかないといけないということで、まず、在校時間というくくりで整理はするんだけど、あと別途、こんな内容は当てはまりませんよということ整理していくという形になっていくのかなというふうに思っているところです。

久 保 大変ですね。

教育長 そうですね。なかなか線引きがですね。

久 保 こんな細かくなって。

教育長 はい。家の持ち帰り時間はこの中に入らんとよね。

坂 本 入らないです。

教育長 時間が在校時間なので。教職員は、家に帰っても仕事しているというのが実際、仕事しているのもあるし、自分の力量アップというか、教材研究、それまで含めて業務とみなすのかどうかということが、やはり永遠の課題だろうというふうに思います。

そういったことで、今、整理をしつつあるということです。あと今後入ってくるのは部活動の外部指導者であるとか、教職員の兼務というか、日曜日に部活動をしたのは手当をもらって在校時間に入れたい。だから、働く時間は一緒なので、あんまり変わらんとやけど、そういうことも模索というか、教職員が部活動に関して兼務して、お金を日曜日の分を——今も部活動手当というのは僅か出ているんですけど、それ以外のやり方というか、そういったことも今研究中で、国もそういう事業を始めているところです。

久 保 管理も大変になりましたね。

教育長 そうですね。管理が本当はできないと思うんですね。一人一人を見て回るなんてとてもできない。そういう状況になっていますが、だから、県も多分、なかなか出すとって3か月ぐらいになりますけど、出てこないというような状況です。よろしいでしょうか。

(な し)

教育長 それでは、採決に入らせていただきます。

議案第16号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成、可決いたしました。

#### 非公開議案

(4) 議案第17号 令和3年度筑後市立小中学校共同学校事務室長の任命について

(5) 議案第18号 令和3年度筑後市教育委員会事務局等職員の人事異動について

#### 4 報告事項

- (1) 筑後市学校給食調理等業務委託評価委員会評価報告書（令和2年度）について
- (2) 令和3年度筑後市立小中学校入学式の告示について
- (3) 令和2年度筑後市教育委員会モデル校事業研究のまとめについて
- (4) 令和2年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について
- (5) 「子どもの学力を高める4提言」（令和3年度）について
- (6) 令和3年度高等学校の入学式について

#### 5 その他

- (1) 今後の教育委員会予定

#### 6 閉会のことば